

平成30年9月6日

第88回 神戸市個人情報保護審議会

交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う
交通事故データの分析について

(危機管理室)

神 危 第 1 2 4 2 号
平 成 3 0 年 9 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

担当 危機管理室地域安全推進担当

交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【交通事故データ】

兵庫県警察本部が保有する平成24年度以降の交通事故にかかる以下のデータ（神戸市内関係分に限る）

- ・ 都道府県警察署等コード
- ・ 本票番号
- ・ 死者数
- ・ 重傷者数
- ・ 軽傷者数
- ・ 発生日時
- ・ 昼夜別
- ・ 年齢（第1当事者、第2当事者※のみ）
- ・ 当事者種別
- ・ 事故類型
- ・ 法令違反（第1当事者、第2当事者※のみ）
- ・ 通行目的
- ・ 危険認知速度
- ・ 車両走行状態
- ・ 発生場所
- ・ 天候
- ・ 路面状態
- ・ 道路形状
- ・ 行動類型
- ・ 信号有り無し
- ・ 道路線形

※第1当事者、第2当事者

第1当事者は、事故の直接の原因を作ったか、過失の重い当事者であり、第2当事者は第1当事者に比して過失が軽いか過失の無い当事者である。

交通事故リスク情報整備業務の実施について

1. 趣旨

神戸市における交通安全対策を推進するため、神戸市、兵庫県警、神戸大学などで共同研究を実施する。研究会では、兵庫県警から提供される交通事故データを活用し、事故情報の地図データへのマッピング及び事故の未然防止策の検討などを行う。

具体的には、交通事故データ（発生場所、天候、道路状況、交通違反の有無など）を用い、幼児・児童に関する事故情報の地図データベースの作成と小学校区ごとの交通事故多発箇所や交通事故が起りやすい条件を分析、地理情報システム（GIS）で可視化し、小学校園へ情報提供するなど交通安全教育に活用する。また、神戸市の人口減少対策に資する、安全で子育てしやすいまち神戸に向けた官民連携施策として発信していく。

2. 業務の概要

(1) 業務の方法

神戸市、兵庫県警、神戸大学など以下の組織が協働し、研究会を実施する。事故情報整備及び地図情報の作成は、神戸市から神戸大学へ業務委託する。

<業務の流れ>

- ①兵庫県警より提供を受けた交通事故データを神戸市（危機管理室）が受領。（年1回、4月、平成24年から前年分までの全データを受領、兵庫県警職員が直接USBメモリを用い、データコピー作業を行う。）※毎年GISデータの更新のために、平成24年から前年分までのデータが必要となる。
 - ②神戸市より神戸大学へ地図データ作成を委託。交通事故データを提供。（兵庫県警職員が直接USBメモリを用い、データコピー作業を行う。）
 - ③受託した神戸大学は、データ分析・地図データ作成する。独立したパソコンで保管及び作業を行い、提供データを分析する。
 - ④神戸大学から成果物として統計化された地図データを神戸市が受領し、地理情報システム（GIS）で可視化。交通事故データについても神戸市へ返却。（神戸市で成果品の確認後、受理した交通事故データを全て兵庫県警へ返却。）
 - ⑤成果物について、市内各小学校や交通安全協会などに提供し、子ども達への交通安全教育や通学路での保護誘導者等に活用する。
- ※翌年度以降も兵庫県警より交通事故データを収集し、平成24年から前年分までのデータを神戸大学へ委託のうえ地図データを更新する。

(2) 交通事故データの使用目的

交通事故リスクに関する地図データの精度を高めるため、以下の交通事故データを使用する。

項目	使用目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察署等コード ・ 本票番号 	事故情報の整理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者数 ・ 重傷者数 ・ 軽傷者数 	事故の重大さ、事故リスク度の判断
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 昼夜別 	時間帯別でのリスク箇所の分析 (例)朝と夕方での事故リスクの違いを分析
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢 (第1当事者、第2当事者※のみ) 	年齢別の事故リスク分析 (例)低学年と高学年でのリスク箇所の違い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者種別 ・ 事故類型 ・ 法令違反 (第1当事者、第2当事者※のみ) ・ 通行目的 ・ 危険認知速度 ・ 車両走行状態 ・ 行動類型 	当事者がどのような条件下で事故を起こしたかを分析し、条件による事故リスクに反映 (例)スピードの出しすぎによる事故が多い、対自転車の事故が多い、等。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生場所 ・ 天候 ・ 路面状態 ・ 道路形状 ・ 信号有り無し ・ 道路線形 	事故発生場所の条件と、他の地点の条件比較による、交通事故リスク度の分析。 (例)斜面で、路面が濡れている状態 (雨天) ではリスクが高まる。 信号がある場所と無い場所でのリスクの差異、等

(3) 組織・役割

下記の団体で年3回程度研究会を実施し、成果物作成のため、意見交換等を行う。

- ・ 神戸大学・・・・・・・・・・・・・・・・交通事故データの分析、地図データの作成
- ・ 兵庫県警交通企画課・・・・・・・・交通事故データの提供及び助言
- ・ 兵庫県交通安全協会啓発推進部・・・・交通安全活動実施側からの助言
- ・ 神戸市企画調整局・・・・・・・・研究会のサポート及び外部研究者の調整。
- ・ 神戸市危機管理室・・・・・・・・事務局

(4) 実施時期

平成30年度、年度末までに地図情報を整備。

平成31年度から学校園や交通安全教育担当者に対して成果物の地図データ活用を目指す。
交通事故データも継続して収集し、交通事故データの母数を増やすことで、地理情報シ

システム（GIS）上での地図データの精度を高めていく。

(5) 対象事故件数

平成 24～29 年度 およそ 45,000 件

※兵庫県警が把握する神戸市内の全ての交通事故。

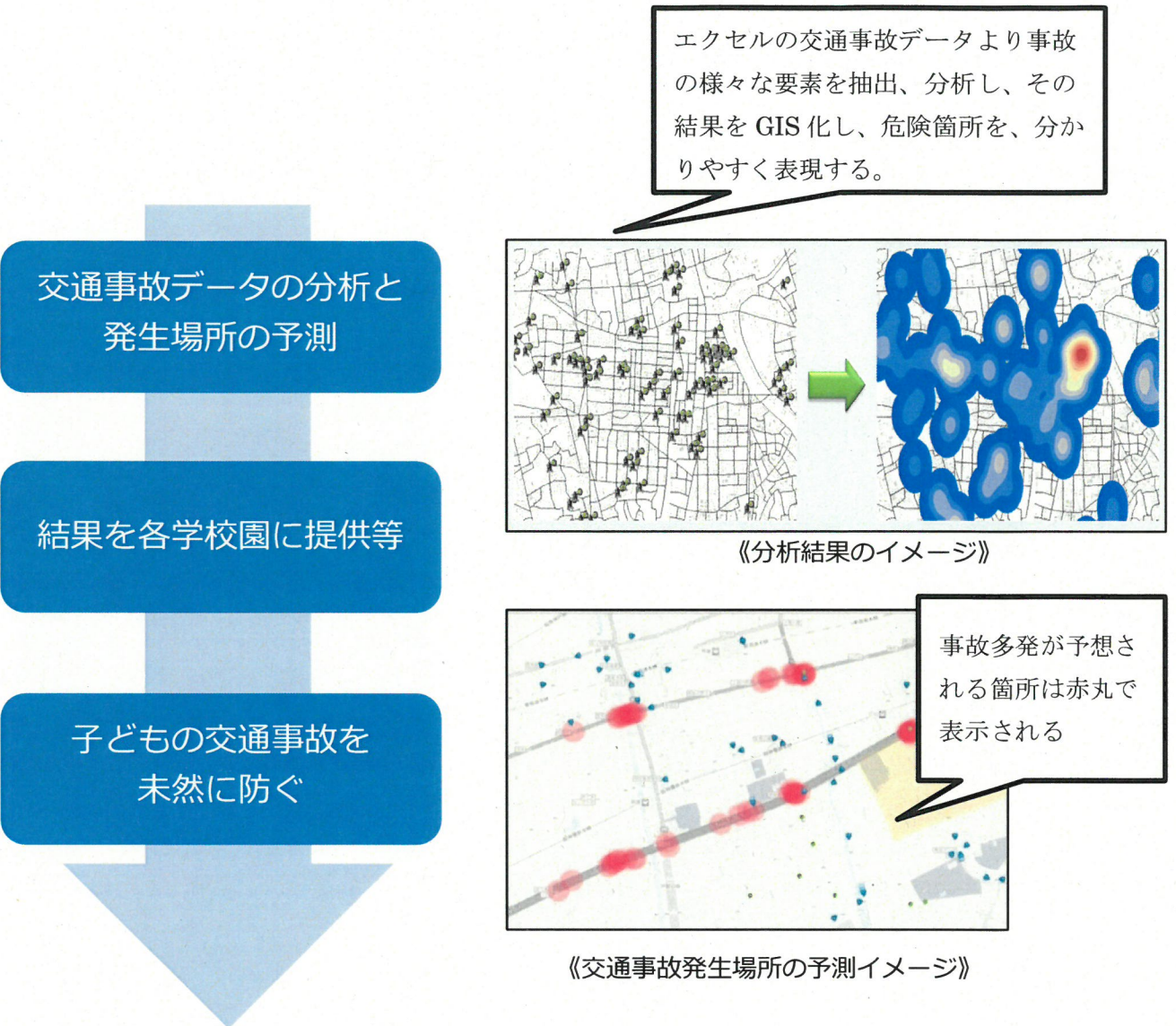
3. 個人情報の保護

収集した情報は、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

また、データ分析・地図データ作成業務の外部委託業者についても、契約に基づき個人情報の適正な取り扱いを徹底させる。

- (1)個人情報の適正な取扱いを担保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。
- (2)個人情報を含む資料は什器または倉庫に保管し、資料の利用及び倉庫への入退室を関係職員に限定するとともに施錠管理する。
- (3)データコピーについては、兵庫県警職員が管理する USB メモリにパスワードを設定した上で保存したデータを、市職員が立会いのもと、兵庫県警職員が PC 統合管理システムの端末機にてコピー作業を行う。
- (4)個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、セキュリティ環境の整っている全庁ファイルサーバで保管する。
- (5)保有する必要がなくなったデータは提供元に返却。また、パソコン等に残ったデータは直ちに消去し、復元できない状態にする。
- (6)本事業において行う外部委託については、情報セキュリティ等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

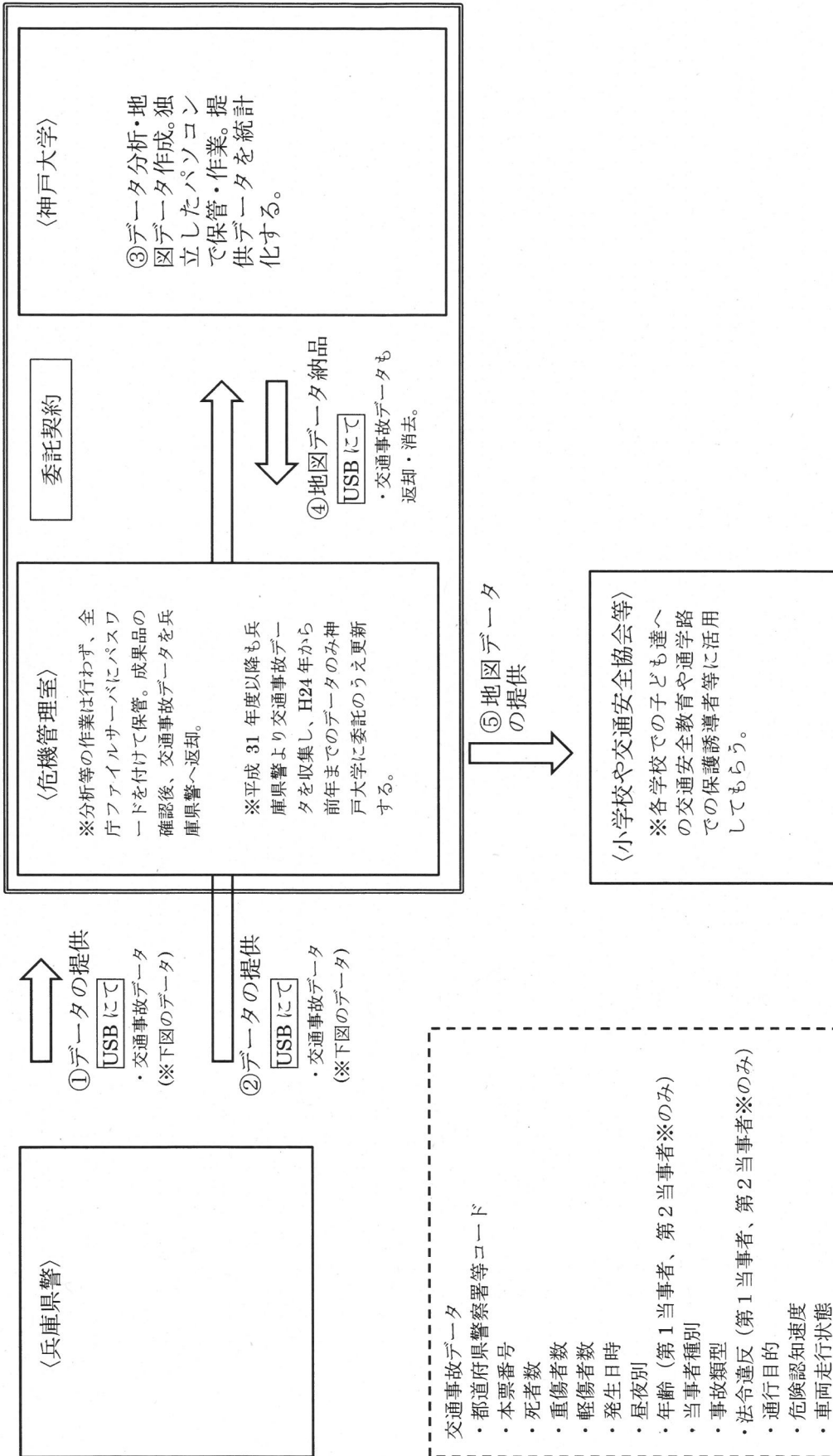
地理情報システム（GIS）を使用して交通事故リスク情報を可視化する



地図データの特徴

- ・ 交通事故箇所をピンポイントで示すものではなく、様々な要素から分析をした統計データから、事故リスクの高い箇所を表示する。
- ・ 朝か昼か夕方、低学年か高学年、晴れの日か雨の日、といったように条件を設定することでリスク情報も変化し、任意の条件下のリスク情報の表示を可能とする。

■ 交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの利用について



- 交通事故データ
- ・ 都道府県警察等コード
 - ・ 本票番号
 - ・ 死者数
 - ・ 重傷者数
 - ・ 軽傷者数
 - ・ 発生日時
 - ・ 昼夜別
 - ・ 年齢 (第 1 当事者、第 2 当事者※のみ)
 - ・ 当事者種別
 - ・ 事故類型
 - ・ 法令違反 (第 1 当事者、第 2 当事者※のみ)
 - ・ 通行目的
 - ・ 危険認知速度
 - ・ 車両走行状態
 - ・ 発生場所
 - ・ 天候
 - ・ 路面状態
 - ・ 道路形状
 - ・ 行動類型
 - ・ 信号有り無し
 - ・ 道路線形